

特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準

平成 21 年 経済産業省・国土交通省告示第 2 号

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 15 条の 2 に規定する一戸建ての住宅を新築する住宅事業建築主は、目標年度（平成 25 年 4 月 1 日に始まり平成 26 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度において、次の表の右欄に掲げる基準一次エネルギー消費量を同表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値を、新築する一戸建ての住宅における一次エネルギー消費量（2 に定める方法により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値で除した数値が 1 を下回らないようにすること。

区 分		基準一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)
地域の区分	暖冷房方式に係る区分	
I a	すべての暖冷房方式	1 2 4
I b	すべての暖冷房方式	1 1 3
II	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	9 7
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房又は冷房する方式	9 9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	6 2
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	5 7
III	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	1 0 2
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房又は冷房する方式	1 0 2
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	6 2
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	5 7
IV a	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	9 2
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	5 6
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	5 2
IV b	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	8 9
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	5 3
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	4 9
V	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	7 5
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	4 6
	ルームエアコンディショナーの主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	4 3

VI	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に冷房する方式	72
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に冷房する方式	40
	ルームエアコンディショナーの主たる居室を間欠的に冷房する方式	38
<p>1 「地域の区分」とは、別表第1に定める地域の区分をいう。</p> <p>2 ダクト式換気設備又は壁式同時給排型換気設備を住宅に設ける場合は、上表に掲げる基準一次エネルギー消費量に、主たる機械換気設備の種類に応じて(1)から(3)までに掲げる数値を加えた値を基準一次エネルギー消費量とする。</p> <p>(1) ダクト式第一種換気設備 4.9</p> <p>(2) ダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 1.2</p> <p>(3) 給排型壁付けファン 4.9</p> <p>3 新築時に暖冷房設備が設置されていない場合は、地域の区分に応じて(1)から(3)までに掲げる暖冷房方式に係る区分を適用する。</p> <p>(1) Ia及びIb地域 すべての暖冷房方式</p> <p>(2) II、III、IVa及びIVb地域 ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式</p> <p>(3) V及びVI地域 ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式</p>		

2 一次エネルギー消費量の算定方法

2-1 1の一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_t = E_h + E_c + E_v + E_l + E_w - E_s$$

この式において、 E_t 、 E_h 、 E_c 、 E_v 、 E_l 、 E_w 及び E_s は、それぞれ次の数値（単位 1年につきギガジュール）を表すものとする。

E_t : 一次エネルギー消費量

E_h : 暖房設備の一次エネルギー消費量

E_c : 冷房設備の一次エネルギー消費量

E_v : 全般換気用の機械換気設備の一次エネルギー消費量

E_l : 照明設備の一次エネルギー消費量

E_w : 給湯設備の一次エネルギー消費量

E_s : エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量

(1) E_h : 暖房設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

暖房設備の一次エネルギー消費量は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消費量の暖房期間（1年間のうちで日平均外気温が15℃以下となるすべての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に暖房設備が設置されていない場合において、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。以下「判断基準」という。）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号。以下「設計施工指針」という。）に適合するとき、別表第1に掲げる地域の区分に応じて別表第2に掲げる暖房設備の一次エネルギー消費量を基準とする。なお、一次エネルギー消費量は、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び熱交換型換気の効果をも勘案して計算することとする。

$$E_h = \sum_t \sum_i (Ch_{i,t} \times Qh_{i,t} + Hh_{i,t} \times ECEL \div 3600) \times 10^{-6}$$

E_h : 暖房設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

$Ch_{i,t}$: 時刻tにおける暖房設備iの一次エネルギー消費係数

$Qh_{i,t}$: 時刻tにおける暖房設備iによる1時間あたりの処理負荷（単位 1時間につきキロジュール）

$Hh_{i,t}$: 時刻tにおける暖房設備iにより処理されない1時間あたりの負荷（単位 1時間につきキロジュール）

ジュール)

m : 暖房設備の数

n : 1年に暖房する時間 (単位 時間)

ECEL : 電気の一次エネルギー換算係数 (単位 1キロワット時につきキロジュール)

イ Ch_{i,t} : 時刻 t における暖房設備 i の一次エネルギー消費係数

暖房設備の一次エネルギー消費係数は、設備の種類、性能、仕様並びに外気の温湿度及び暖房設備による処理負荷等を勘案した数値とする。

ロ Qh_{i,t} : 時刻 t における暖房設備 i による処理負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

暖房設備による処理負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷を超えない場合は暖房負荷とし、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷以上となる場合は当該暖房設備による最大処理負荷とする。この場合において、最大処理負荷は、設備の種類、性能、仕様及び外気の温湿度等を勘案した数値とする。

ハ Hh_{i,t} : 時刻 t における暖房設備 i により処理されない負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

暖房設備により処理されない負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷以上となる場合において暖房負荷から最大処理負荷を減じた値とし、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷を超えない場合は0とする。

ニ 暖房負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

(イ) 暖房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。

- ① 暖房設備の運転時間と温度設定
- ② 居住者の在室時間と在室人数
- ③ 局所換気および全般換気の運転時間と換気量
- ④ 家電製品の運転時間と発熱量

(ロ) 外気温 (日平均外気温を含む。(2)ハ(ロ)において同じ。)については、別表第1に定める地域の区分ごとの気象条件を代表する5年間以上の気象データの平均を使用すること。

(ハ) 暖房負荷の計算においては、次に掲げる熱を勘案すること。

- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱
- (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

(2) Ec : 冷房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジュール)

冷房設備の一次エネルギー消費量は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間 (1年間のうちで暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。)における合計とし、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に冷房設備が設置されていない場合において、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が、判断基準又は設計施工指針に適合するときは、別表第1に掲げる地域の区分に応じて別表第2に掲げる冷房設備の一次エネルギー消費量を基準とする。なお、一次エネルギー消費量は、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び通風のための措置を勘案して計算することとする。

$$Ec = \sum_t^n \sum_i^m (Cc_{i,t} \times Qc_{i,t}) \times 10^{-6}$$

Ec : 冷房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジュール)

Cc_{i,t} : 時刻 t における冷房設備 i の一次エネルギー消費係数

Qc_{i,t} : 時刻 t における冷房設備 i による1時間あたりの処理負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

m : 冷房設備の数

n : 1年に冷房する時間 (単位 時間)

イ Cc_{i,t} : 時刻 t における冷房設備 i の一次エネルギー消費係数

冷房設備の一次エネルギー消費係数は、設備の種類、性能、仕様並びに外気の温湿度及び冷房設備による処理負荷等を勘案した数値とする。

ロ Qc_{i,t} : 時刻 t における冷房設備 i による処理負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

冷房設備による処理負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷量及び処理潜熱負荷量の合計とする。この場合において、最大処理負荷は、設備の種類、性能、仕様及び外気の温湿度等を勘案した数値とし、最

大処理負荷を超えた冷房負荷は、次の時刻の冷房負荷に加える（次の時刻に冷房設備が稼働する場合に限る。）ものとする。

- (イ) 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大処理顕熱負荷を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大処理顕熱負荷以上となる場合は当該冷房設備による最大処理顕熱負荷とする。
- (ロ) 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷以上となる場合は当該冷房設備による最大処理潜熱負荷とする。

ハ 冷房負荷（単位 1時間につきキロジュール）

(イ) 冷房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。

- ① 冷房設備の運転時間と温度設定
- ② 居住者の在室時間と在室人数
- ③ 局所換気および全般換気の運転時間と換気量
- ④ 家電製品の運転時間と発熱量

(ロ) 外気温については、別表第1に定める地域の区分ごとの気象条件を代表する5年間以上の気象データの平均を使用すること。

(ハ) 冷房負荷の計算においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

① 顕熱

- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- (ii) 換気（通風のための措置を含む。②において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
- (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

② 潜熱

- (i) 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- (ii) 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- (iii) 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱

(3) E_v ：全般換気用の機械換気設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

機械換気設備の一次エネルギー消費量は、設備ごとの消費電力に当該設備の年間稼働時間を乗じ、次の式により算出するものとする。この場合において、季節等によって運転モード等の消費電力が異なる設備は、それぞれの期間ごとに計算を行い、積算するものとする。

$$E_v = \sum_i^m \sum_t^n P_{v,i,t} \times ECEL \times 10^{-9}$$

E_v ：機械換気設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

$P_{v,i,t}$ ：時刻 t における機械換気設備 i の消費電力（単位 ワット）

M ：機械換気設備の数

n ：機械換気設備 i の年間の稼働時間（通年稼働のものは8760）（単位 時間）

$ECEL$ ：電気の一次エネルギー換算係数（単位 1キロワット時につきキロジュール）

(4) E_l ：照明設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

照明設備の一次エネルギー消費量は、居室以外の室を含む住戸全体の各室における年間を通じた照明設備の一次エネルギー消費量の合計とし、照明設備の種類、性能、仕様及び使用状況等に応じ、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に照明設備が設置されていない場合にあつては、当該住宅の照明設備の一次エネルギー消費量は、11.6（単位 1年につきギガジュール）とする。

$$E_l = \sum_j^n \left(\sum_i^m (P_{l,i,j} \times l_{i,j}) \times t_j \times Cl_j \right) \times ECEL \times 10^{-9}$$

E_l ：照明設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

$P_{l,i,j}$ ：室 j における照明設備 i の消費電力（単位 ワット）

$l_{i,j}$ ：室 j における照明設備 i の台数

m ：室 j における照明設備 i の種別の数

t_j ：室 j の年間点灯時間（単位 時間）

Cl_j ：室 j に関する照明制御等による補正係数

n : 室の数

ECEL : 電気の一次エネルギー換算係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

(5) Ew : 給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)

給湯設備の一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に給湯設備が設置されていない場合にあつては、当該住宅の給湯設備の一次エネルギー消費量は、別表第 1 に掲げる地域の区分に応じて別表第 2 に掲げる給湯設備の一次エネルギー消費量とする。

$$E_w = C_w \times L_w$$

Ew : 給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)

Cw : 給湯設備の一次エネルギー消費係数

Lw : 年間給湯負荷 (単位 1 年につきギガジュール)

イ Cw : 給湯設備の一次エネルギー消費係数

給湯設備の一次エネルギー消費係数は、地域並びに設備の種類、性能、仕様及び使用状況を勘案した数値とする。

ロ Lw : 年間給湯負荷 (単位 1 年につきギガジュール)

年間給湯負荷は、太陽熱温水器若しくは節湯型機器の使用又は給湯配管の仕様を勘案した数値とする。

(6) Es : エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1 年につきギガジュール)

太陽光発電設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備 (コージェネレーション (熱及び電気を併せて供給する設備をいう。以下同じ。)) を除く。以下「エネルギー利用効率化設備」という。) を設置する場合においては、当該エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量は、気象条件、設備の性能、設置状況、電力会社へ販売される電力量及び家庭用電気機械器具等で使用される電力量を勘案した数値とする。

2-2 コージェネレーションを採用する場合の住宅における一次エネルギー消費量は、2-1 の規定にかかわらず、次の式により算出するものとする。

$$E_t = E_e \times C_1 + (L_w + L_{hw}) \times C_2 + C_3 - E_s$$

この式において、Et、Ee、Lw、Lhw、Es、C1、C2 及び C3 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Et : 一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)

Ee : 暖房、冷房、機械換気及び照明の用途に消費される年間消費電力量 (単位 1 年につきメガワット時)

Lw : コージェネレーションが分担する年間給湯負荷 (単位 1 年につきギガジュール)

Lhw : コージェネレーションが分担する年間温水暖房負荷 (単位 1 年につきギガジュール)

Es : エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1 年につきギガジュール)

C1 : コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数 (単位 1 メガワット時につきギガジュール)

C2 : コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数

C3 : コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数 (単位 1 年につきギガジュール)

(1) Lw : コージェネレーションが分担する年間給湯負荷 (単位 1 年につきギガジュール)

年間給湯負荷は、太陽熱温水器若しくは節湯型機器の使用又は給湯配管の仕様を勘案した数値とする。

(2) Lhw : コージェネレーションが分担する年間温水暖房負荷 (単位 1 年につきギガジュール)

コージェネレーションが分担する年間温水暖房負荷は、放射パネル及び床パネル等の放熱器と配管からなる放熱系統ごとの単位時間当たりの処理負荷に、非暖房空間等への熱損失を加え、温水暖房負荷の暖房期間における合計とする。

(3) C1、C2 及び C3 : コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数

各々の定数は、コージェネレーションの機種、性能、容量及び使用状況を勘案した数値とする。

3 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

住宅事業建築主は、その新築する一戸建ての住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が判断基準又は設計施工指針に適合するよう努めなければならないものとする。

附 則
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1

地域の区分	都道府県名
Ia、Ib	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IVa、IVb	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県

1 上の区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 上の区分のうち、Iaについては、次の市町村とする。
北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別村、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市（旧大滝村に限る。）、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、
(2) 上の区分のうち、Ibについては、次の市町村とする。
北海道 札幌市、函館市（旧函館市を除く。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町、
(3) 上の区分のうち、IVaについては、次の市町村とする。
茨城県 水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。）、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧岩間町を除く。）、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。）、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧美和村を除く。）、筑西市（旧関城町に限る。）、土浦市（旧土浦市に限る。）、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
群馬県 前橋市、みどり市（旧東村を除く。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市（旧黒保根村を除く。）、高崎市（旧倉渟村を除く。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村を除く。）、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、富士見村、吉井町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
埼玉県 さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧熊谷市を除く。）、幸手市、行田市（旧行田市に限る。）、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧大滝村を除く。）、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯

	能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。）、長瀨町、東秩父村、宮代町、菖蒲町、白岡町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、騎西町、大利根町、北川辺町、伊奈町
千葉県	野田市、香取市（旧佐原市に限る。）、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、神崎町
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	清川村、秦野市、相模原市（旧相模原市を除く。）、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
富山県	高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。）、富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市（旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。）、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、あおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧河野村を除く。）、
山梨県	山梨市（旧三富村を除く。）、甲州市、甲斐市、甲府市（旧上九一色村を除く。）、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市（旧芦川村を除く。）、南アルプス市、身延町、南部町（旧富沢町を除く。）、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、増穂町、鵜沢町、早川町、昭和町、道志村
岐阜県	山県市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、揖斐川町（旧揖斐川町を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	川根本町、浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町
愛知県	豊田市（旧稲武町を除く。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、安土市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市（旧姫路市、旧家島町を除く。）、豊岡市（旧竹野町を除く。）、養父市（旧関宮町を除く。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、宇陀市（旧室生村を除く。）、葛城市、五條市（旧大塔村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町

鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。）、倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町を除く。）、雲南市、益田市（旧益田市を除く。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、東出雲町、川本町
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町を除く。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧備中町を除く。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧阿波村を除く。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）、
山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧由宇町を除く。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市、阿東町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村を除く。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧貞光町を除く。）、
愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	矢部村
長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）、
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、杵筑市（旧山香市に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧日田市を除く。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧挾間町を除く。）、日出町、九重町、玖珠町
(4) 上の区分のうち、IVbについては、次の市町村とする。	
茨城県	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市
群馬県	千代田町
埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、鳩ヶ谷市、和光市、蕨市、松伏町
千葉県	いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧佐原市を除く。）、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
神奈川県	愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市（旧相模原市に限る。）、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢町、平塚市
石川県	白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、金沢市、野々市町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町を除く。）、美浜町、越前町（旧朝日町、旧宮崎村を除く。）、南越前町（旧河野村に限る。）、敦賀市
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。）、
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧根尾村を除く。）、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）、海津市、大垣市（旧上石津町を除く。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧水窪町を除く。）、富士市、牧之原市、三島

	市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、長泉町、芝川町、吉田町、森町、新居町
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小坂井町
三重県	いなべ市、伊勢市、亀山市 (旧亀山市に限る。)、熊野市 (旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市 (旧飯南町、旧飯高町を除く。)、多気町、大台町、津市 (旧美杉村を除く。)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市 (旧大津市に限る。)
京都府	京都市 (旧京都市に限る。)、京丹後市 (旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市 (旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市 (旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市 (旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市 (旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市 (旧竹野町に限る。)、香美町 (旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市 (旧熊野川町に限る。)、田辺市 (旧龍神村、旧本宮町を除く。)、みなべ町、日高川町、有田川町 (旧清水町を除く。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市 (旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市 (旧八雲村、旧玉湯町を除く。)、出雲市 (旧佐田町を除く。)、浜田市 (旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市 (旧益田市に限る。)、江津市 (旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、菱川町
岡山県	岡山市 (旧岡山市、旧瀬崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市 (旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市 (旧大和市、旧久井町を除く。)、大竹市、竹原市、東広島市 (旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市 (旧佐伯町、旧吉和町を除く。)、尾道市 (旧御調町を除く。)、福山市 (旧神辺町、旧新市町を除く。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市、宇部市、下関市 (旧豊田町、旧下関市を除く。)、岩国市 (旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市 (旧鹿野町を除く。)、周防大島町、長門市、萩市 (旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市 (旧木屋平村を除く。)、那賀町 (旧木沢村、旧木頭村を除く。)、つるぎ町 (旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那珂内村、石井町、神山町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市 (旧別子山村を除く。)、今治市、西条市、西予市 (旧城川町を除く。)、大洲市 (旧河辺村を除く。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市 (旧津島町を除く。)、砥部町 (旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町 (旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
高知県	高知市 (旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町 (旧葉山村に限る。)、黒潮町 (旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
福岡県	福岡市 (博多区、中央区、南区、城南区を除く。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、

	田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、大宰府市、前原市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、二丈町、志摩町、太刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、星野村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る。)、南島原市(旧加津佐町に限る。)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市(旧松島町に限る。)、宇城市(旧三角町を除く。)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市、城南町、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、宇佐市(旧宇佐市に限る。)、臼杵市、杵築市(旧山香町を除く。)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く。)、由布市(旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村
備考	この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ib地域に区分されるものとする。
青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
(2) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。
北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町
宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)
新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町
山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)
長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村
(3) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III地域に区分されるものとする。

青森県	青森市(旧青森市に限る。)、深浦町
岩手県	宮古市(旧新里村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町
群馬県	高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町(旧本川村に限る。)
(4) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IVa 地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村
宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

<p>(5) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IV b 地域に区分されるものとする。 宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町 鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、曾於市、さつま町、湧水町</p>	
<p>(6) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、V 地域に区分されるものとする。 茨城県 神栖市(旧波崎町に限る。) 千葉県 銚子市 東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。) 三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町 和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町 山口県 下関市(旧下関市に限る。) 徳島県 牟岐町、美波町、海陽町 愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町 高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。) 福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区 長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町 熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町 大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)</p>	
<p>備考 この表に掲げる区域は、平成 21 年 4 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。</p>	

別表第 2

別表第 1 に掲げる地域の区分	I a	I b	II	III	IVa	IVb	V	VI
暖房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)	92.8	81.8	25.6	25.2	20.6	15.2	8.5	—
冷房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)	—	—	1.7	2.6	2.6	6.5	7.4	13.5
給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)	30.5	29.3	26.5	26.3	24.7	22.2	20.0	15.8